



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による道路位置の指定の変更……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定解除(二件)……………(環境局環境改

善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)…

○開発行為に関する工事完了……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

…(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………

…(同)…

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………

…(東京都収用委員会)…

告示

●東京都告示第六百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月二日

東京都多摩建築指導事務局長

名取 伸明

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の面積(単

法第四十二条 令和四年四 東村山市青葉 隅切り

第一項第五号 月八日 町二丁目十一 〇・九九

●東京都告示第六百九十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

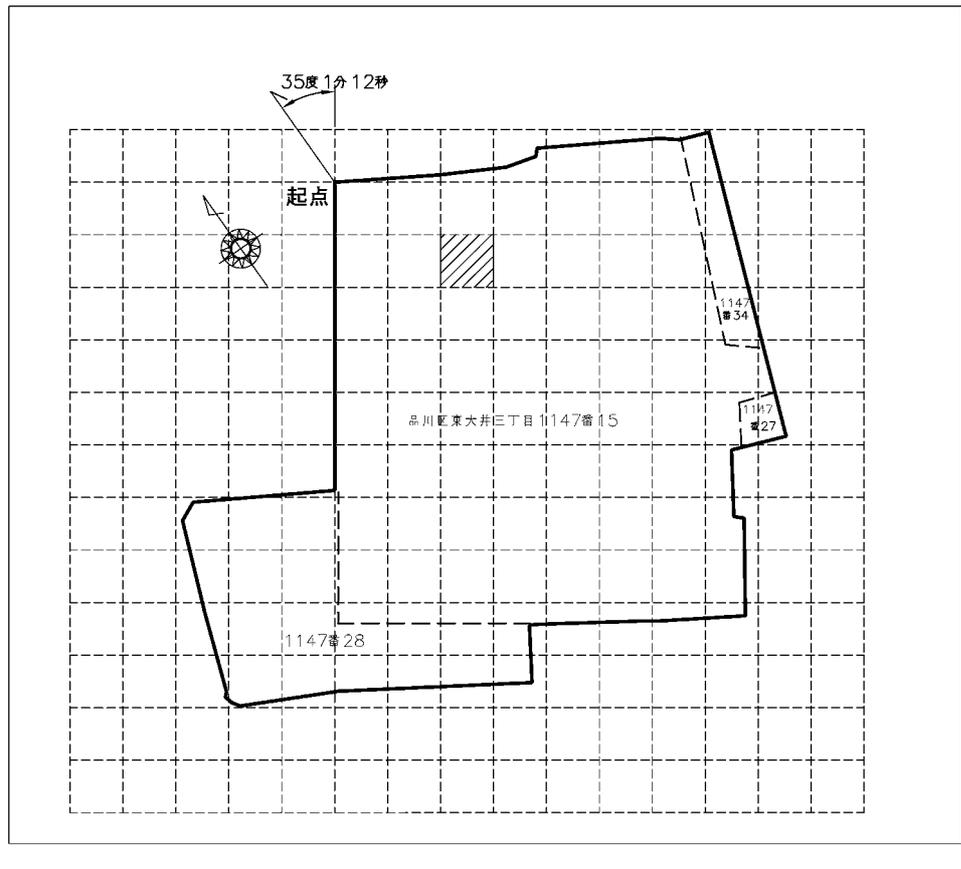
令和四年五月二日 東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東大井

三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起點】  
起點は、品川区東大井三丁目1147番15の敷地端とする。

【格子の回転角度(35度1分12秒)】  
格子の回転角度は、起點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 敷地境界
  - - - 筆境界
  - · · 単位区画
  - ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第六百九十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第七百六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月二日

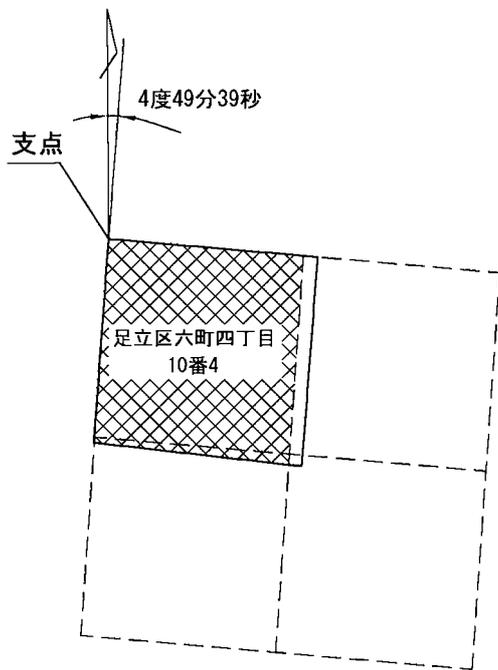
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ⊗⊗⊗ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、足立区六町四丁目10番4の最北端とする。

【格子の回転角度(4度49分39秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百九十三号

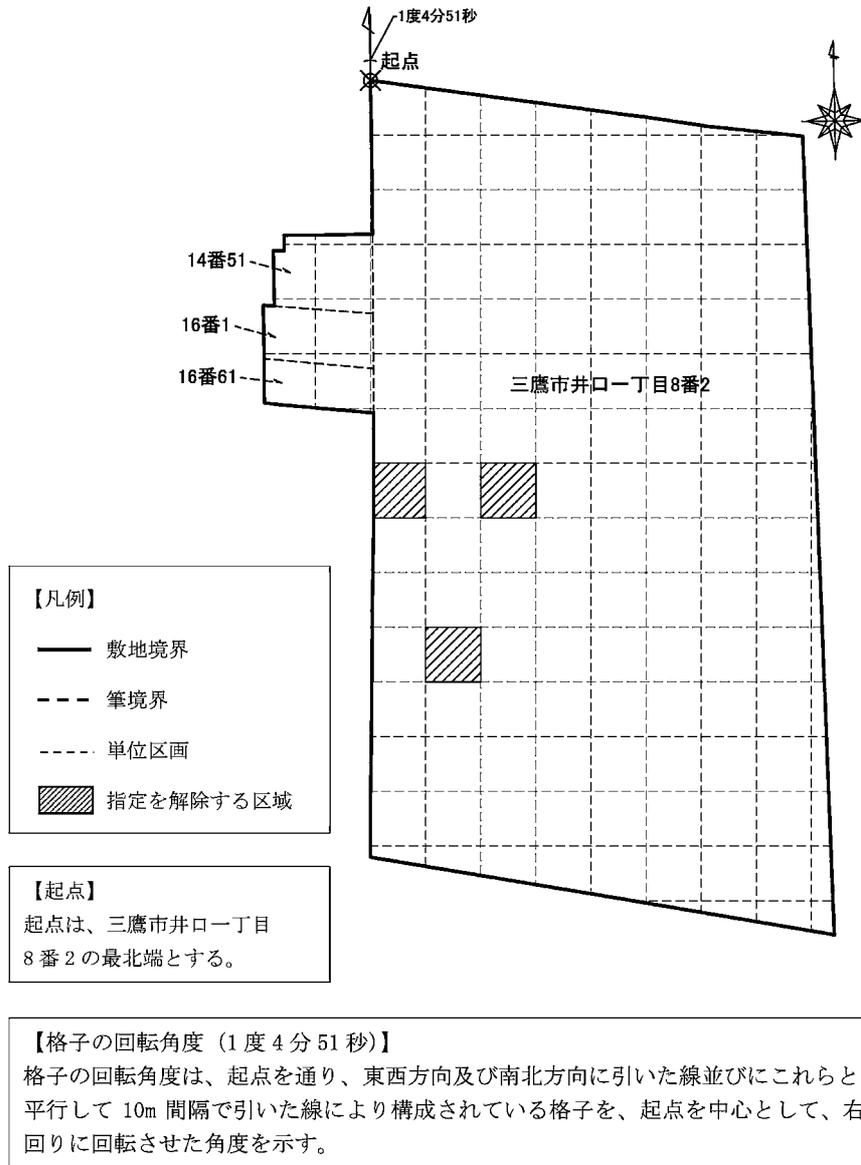
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第二百二十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(三鷹市井口一丁目内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年五月二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市青葉町二丁目十一番三十五の一部及び同番六十一番地十一 東村山市本町二丁目二十二番地十一 相羽建設株式会社 代表取締役 相羽健太郎

清瀬市上清戸一丁目四百七十八番七及び四百七十九番一 埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四 株式会社住協 代表取締役 安永 久人

清瀬市上清戸一丁目四百五十六番五 埼玉県越谷市南越谷一丁目二千九百五番地三 中央グリーン開発株式会社 代表取締役 中内慶太郎

東村山市久米川町三丁目十一番一及び同番九十六 西東京市芝久保町四丁目二十六番三 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

調布市上石原二丁目十一番三、同番三十、同番三十二、同番三十七から同番四十五まで、同番八及び同番二十六 港区芝浦四丁目五番四号 トーセイ株式会社 代表取締役 山口誠一郎

清瀬市中清戸五丁目八十三番四十二番三十一 西東京市芝久保町四丁目二十六番三 株式会社東栄住宅

株式会社東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋  
 小金井市中町一丁目四百三十一番二及び同番九  
 西東京市東伏見三丁目六番十九号  
 タクトホーム株式会社  
 代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年五月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年五月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 丸の内パークビルディング・三菱一号館
- 二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目六番一号ほか
- 三 設置者名 三菱地所株式会社
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ELCジャパン株式会社ほか十四名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ELCジャパン株式会社ほか十三名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ブルックスプラザージャパン

八 変更前の小売業者の代表者名 小布施 森一

九 変更後の小売業者の代表者名 渡部 克男

十 変更日 令和三年十月三十一日ほか

十一 届出日 令和四年三月三十一日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和四年五月二日から同年九月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 丸の内仲通りビル・岸本ビルヂング
- 二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目二番一号ほか
- 三 設置者名 三菱地所株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ジュン
- 六 変更前の小売業者の住所 港区南青山二丁目二番三号

七 変更後の小売業者の住所 港区南青山二丁目二十六番一号

八 変更日 令和三年十一月二十二日

九 届出日 令和四年三月三十一日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間 令和四年五月二日から同年九月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 三菱ビル・丸の内二丁目ビル
- 二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目五番一号ほか
- 三 設置者名 三菱地所株式会社
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモロランドほか九名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモロランドほか九名
- 七 変更日 令和三年八月十九日ほか
- 八 届出日 令和四年三月三十一日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和四年五月二日から同年九月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	東京国際フォーラム
二	店舗所在地	千代田区丸の内三丁目五番一号
三	設置者名	東京都
四	設置者住所	新宿区西新宿二丁目八番一号
五	変更前の設置者の代表者名	石原 慎太郎
六	変更後の設置者の代表者名	小池 百合子
七	変更日	平成二十八年八月二日
八	届出日	令和四年三月三十一日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	令和四年五月二日から同年九月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和四年五月二日	
一	店舗名 東京都知事 小池 百合子
二	店舗所在地 東京国際フォーラム
三	設置者名 千代田区丸の内三丁目五番一号 東京都
四	店舗面積の合計 令和四年三月二十九日 が千平方メートル以下となる日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和4年5月2日

東京都収用委員会  
会長 松尾 弘

- 一 起業者の名称 東京都
- 二 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第83号線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 四 土地所有者の氏名及び住所
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 六 裁決手続開始決定年月日 令和4年4月21日

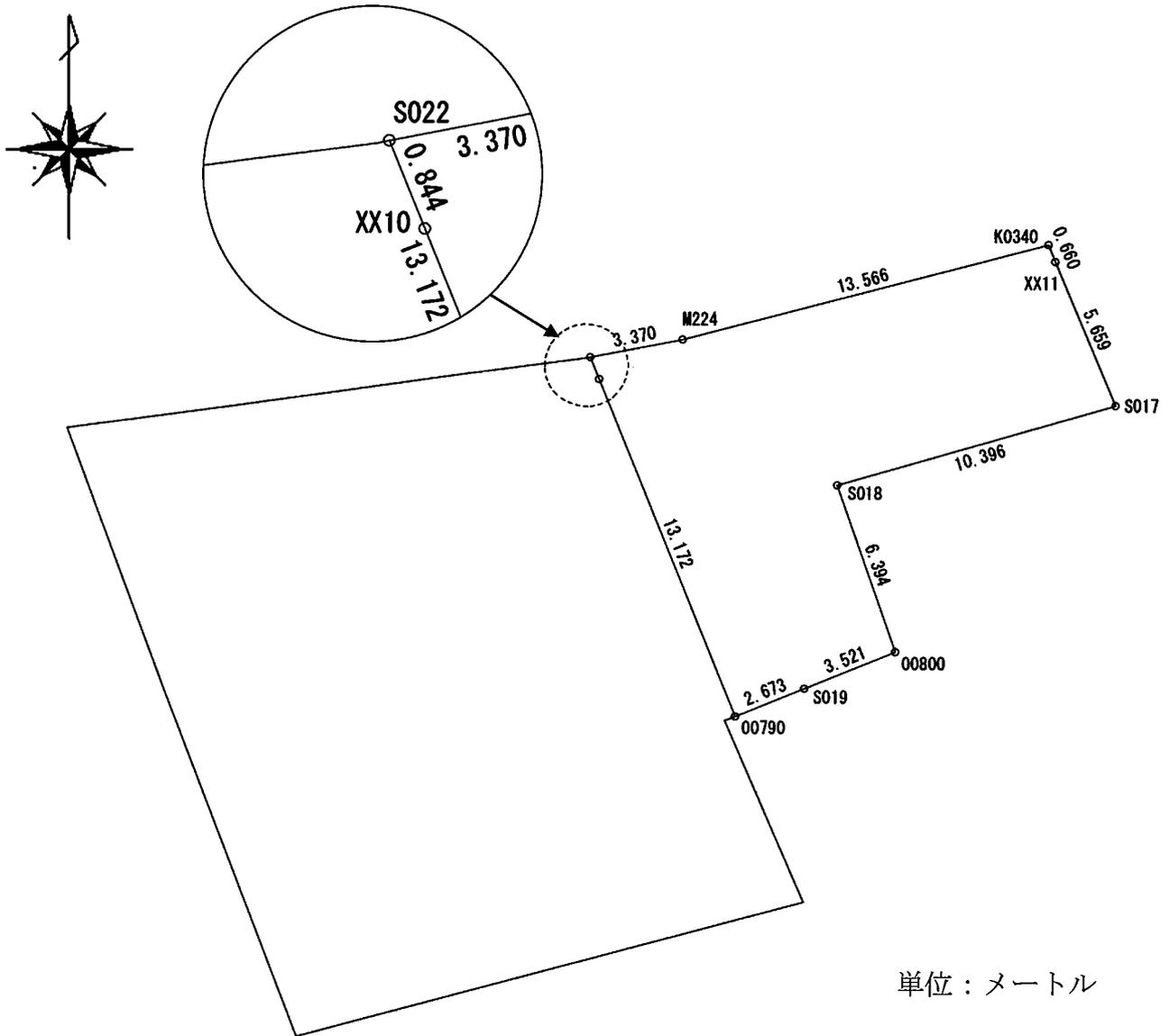
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都北区 中十条三丁目	24番3	宅地	m <sup>2</sup> 569.44	m <sup>2</sup> 569.44	m <sup>2</sup> 152.72	西音寺	東京都北区 中十条三丁目 27番10号	中十条3・4丁目町会	東京都北区 中十条三丁目 28番13号	借地権	別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地  
 東京都北区中十条三丁目 24 番 3 のうち  
 152.72 平方メートル



単位：メートル

測 点	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	(X <sub>n+1</sub> -X <sub>n-1</sub> ) Y <sub>n</sub>
K0340	-25957.965	-9874.881	27689.166324
M224	-25961.379	-9888.011	40085.996594
S022	-25962.019	-9891.320	14085.239680
XX10	-25962.803	-9891.007	128771.020133
00790	-25975.038	-9886.126	111060.739484
S019	-25974.037	-9883.647	-22930.061040
00800	-25972.718	-9880.382	-72759.133048
S018	-25966.673	-9882.466	-88062.654526
S017	-25963.807	-9872.472	-79947.278256
XX11	-25958.575	-9874.629	-57687.582618
	倍 面 積		305.452727
	面 積		152.7263635
	地 積		152.72 m <sup>2</sup>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

